

国連人権委員会における “従軍慰安婦”問題 文書

目次

I.		ページ
1.	現代奴隷制作業部会 報告	(1992. 6. 23) … 1
2.	特別報告者テオ・ファン・ボーベン氏報告書	(1992. 7. 29) … 3
3.	国際教育開発 (IED) 声明	(1992. 8. 7) … 5
4.	世界教会協議会 (WCC) 発言	(1992. 8. 10) … 8
5.	人権小委員会 決議	(1992. 8. 13) … 11
6.	世界教会協議会 (WCC) 発言	(1992. 8. 21) … 12
II.		
7.	第49会期 人権委員会小委員会 韓国挺身隊問題対策協議会 報告	(1993. 2. 18) … 14
8.	国際教育開発 (IED) 報告	(1993. 2. 17) … 16
9.	国際友和会 (IFOR) 報告	(1993. 2. 17) … 19
10.	日本国政府代表团 答弁	(1993. 2. 18) … 23
11.	大韓民国政府 発言	(1993. 2. 18) … 24

現代奴隷制作業部会 報告

(部分訳)

国連人権小委文書(E/CN. 4/Sub. 2/1992/34) 1992年 6月23日付

V 奴隷制の現代的な形の他の分野における進展状況の検討

A 奴隷制と奴隷貿易

87項 国際教育開発(I E D)の代表によれば、日本は、問題は日韓協定によって解決済みで、韓国の国民は日本に対して補償を求める請求権を持っていないと主張している。I E Dは、政府と被害者個人は違った法人格であり、日韓両国政府はいずれも個人の人権を破棄することはできない、と考えている。人権は奪うことはできない。損害賠償、補償、更生を求める請求権はいかなる人権侵害であろうとその被害者の人権であろうとその被害者の人権の一部である。さらに、I E Dは、日本が1932年に批准、日本に関し1933年に発効した1930年の強制労働条約(I L O 29号条約)によって守られている人権の侵害は、補償の根拠になると信じている。I E D代表は、損害の性質、被害者の年齢を考慮、日本帝国軍隊によって奴隷化された被害者、とくに慰安婦のケースを解決するため作業部会が必要な措置をとり、人権小委に対し、同問題に関する決議案を採択するよう要請した。

88項 第3回会合で、国際奴隷廃止連盟は、1937-1945年の間に日本陸軍は10万人を越える年齢17歳から20歳の韓国・朝鮮人の若い娘と女性を誘拐、太平洋全域に送り、一日当たり平均30人から40人の将兵に性的サービスをさせた。現在、70歳代になる生存者の証言によれば、若い女性らは殴られたり、ごう問をうけたりして屈伏させられ、慰安婦として拘禁させられている間、度重なる強姦によって彼女らの人間としての高潔さと尊厳を蹂躪された。女性たちは、まず第一に日本名を与えられることで、最終的には数字によってのみ識別されることで、アイデンティティーを奪われた。多くの者が死に、生き残った者は、その生涯を通じて精神的な傷を受け、世間に顔向けできなくなった。女性売買反対連合と国際奴隷廃止連盟は、日本によって性的サービスのため徴用された女性のための韓国協議会(韓国挺

身障問題対策協議会)が提案したアピール、日本が第二次大戦中に韓国女性に対して行った残虐行為を人権委員会が調査せよとの要請、日本において個人的損害賠償を支払うよう求めて裁判を起こした各女性に日本政府が補償するよう人権小委が圧力を加えよとの要請を支持した。

89項 朝鮮民主主義人民共和国オブザーバーは、第二次大戦中に日本帝国陸軍が韓国・朝鮮の娘や女性を強制的に慰安婦としたことに関し、IEDと反奴隷制インターナショナル代表が表明した見解を支持するため発言した。作業部会や他の関係機関は、この件に関し適切な関心を払い、行動をとるよう要請された。将来いかなる国も同様な犯罪を犯すことを防止するためには、世間一般がこの件を知っていることが必要である。朝鮮民主主義人民共和国はIEDが要求した措置を支持、この件に関し、他のいかなる非政府機関や国連機関とも協力する準備ができている。

90項 第4回会合で、日本政府オブザーバーは、宮沢喜一首相が慰安婦問題に関し、日本帝国陸軍の関与を認め、1992年に韓国を訪問した際、深甚なる謝罪の意を伝えたと発言した。日本国民は十分にこうした感情を共有している。

91項 日本政府オブザーバーは今春の人権委員会で補償問題について既に発言したように、各個人による補償請求に関し、司法手続きがとられている。それゆえ、日本政府は現時点ではいかなるコメントも行う立場になく、この件に関しさらに調査をすすめる意向である。

諸勧告

(現代奴隷制作業部会は)奴隷制は、いろいろな形はあるが、人間性に対する罪であり、国際慣習法のユス・コーゲンスのルールに反すると考える。

(現代奴隷制作業部会は)重大な人権侵害と基本的な自由の被害者が損害賠償、補償、更生の権利に関する特別報告者に、作業部会と協力し、とくに奴隷制の現代的な形に関連して勧告を作り、奴隷売買や他の早い時期に奴隷制の被害者に道義的補償を与える必要性を考慮するよう要請する。

(現代奴隷制作業部会は)国連事務総長に対し、戦時中に強制的に慰安婦とされた女性の状況に関して現代奴隷制作業部会が得た情報を、人権と基本的自由の重大な侵害を受けた被害者の損害賠償、補償、更生の権利に関する特別報告者に提供するよう要請する。

『重大人権侵害の被害者の損害賠償、補償、更生の権利に関する研究』（部分訳）

国連人権小委文書（E/CN. 4/Sub. 2/1992/8）

1992年7月29日付

特別報告者 テオ・ファン・ボーベン氏によって提出された第二次報告書

重大人権侵害者の損害賠償、補償、更生の権利に関するマーストリヒト会議の結論（オランダ・マーストリヒト1992年3月11～14日）

10項 いかなる人権侵害も、被害者に補償を求める権利を与えるが、現在の目的に従えば、重大な人権と基本的自由の侵害という概念は少なくとも以下の行為、大量殺戮、奴隷と奴隷類似の行為、即決および恣意的処刑、ごう問、行方不明、恣意的および長期拘禁、組織的な差別が含まれると解されると了解された。

13項 被害者の概念を決定するに当たっては、犯罪および権力濫用の被害者に対する正当な取り扱いに関する基本原則宣言（1985年11月29日国連総会決議40/34）、とくに宣言のパラグラフ1と2に注意を向けるべきである。

被害者という定義はまた、それが適切な場合には直接関係のある家族、被害者当人の被扶養者と被害者となることを食い止めようとしたり困難な状態にある被害者を助けようと介入して害をこうむった人びとを含む。

17項 非金銭的補償は、被害者の道義的および社会的安寧とともに正義と平和の大義に資する。それには、以下の重要な要素が含まれる。

- (a) 事実の検証と事実を完全に公開すること、
- (b) 犯した侵害の責任を公に認めること、
- (c) 以下のような方法によって侵害の再発を防止すること、
 - (1) 公安部隊を厳しい統制下におくこと、とくに同部隊を文官の指揮下におくこと、
 - (2) 軍事法廷の権限を制限すること、
 - (3) 司法権の独立を強化すること、

- (4) 人権運動家とともに司法関係者を効果的に保護すること、
- (5) 拘禁記録システムの改善、
- (6) 公安部隊と法施行者に人権に関する訓練を提供すること、

20項 重大な人権侵害の被害者への補償に関する国際的な取り決めるを作るとの提案は、正当な考慮が払われるべきである。

このような取り決めるを準備し起草する作業過程によって、各国政府がこれら問題に注意を払い、各国の経験を交換し、各国政府を、重大な人権侵害を予想、防止、停止、矯正するのに適切な措置を講ずるよう導いていく。

21項 各国は、重大な人権侵害の被害者に対し、責任ある者を裁きの場にひきだし、損害を被った者が補償をえられるようにする責任を負っている。それゆえ、各国の法システムは、これら問題を正しく効果的な仕方に取り扱うべきである。侵害者を裁判にふすことができない場合も、国家は捜査を続け、真実を見つけ、公けに明らかにするためすべての努力をかたむけるべきである。

22項 各国は、重大な人権侵害の可能性を検知し、早期に警報を発し、侵害を未然に防ぎ、重大な人権侵害が引き続き起こっている不幸な場合には、それを迅速に停止、被害者に補償が与えられ、侵害者が裁判にふされるようにする永続的な監視機構を設けるべきである。

25項 地域的であれ国際的であれ、人権裁判所、刑事裁判所を設立することは、以下に述べる侵害に関し世界的な法管轄権を与える立法措置をとることと同じく、重大な人権侵害に責任を持つ者にその責任をとらせることに資する。

27項 重大な人権侵害に関する補償請求は原則として出訴期限法（時効原則）に服さないものとする。請求は迅速に取り扱われるべきである。誰も補償請求を放棄するよう強制されない。

28項 重大な人権侵害の被害者に正当な扱いを得られるよう助力する国内のあるいは国際的なセンターあるいは機関を設置すれば、人権の保護に有益な方策となろう。このようなセンターないし機関は真実に関する永久的な記録を保存すべきである。さらに、これらセンターや機関は、関係する各国の情報、法律、研究や他の資料を収集し、経験を交換し、比較することを促進し、当を得た教訓を導き出し、豊富な知識を集積するよう助力すべきである。

国際教育開発（I E D） 声明

国連人権小委 1992年8月7日

I E Dは先の人権委員会および現代奴隷制作業部会で、韓国・朝鮮人女性の従軍慰安婦と男性の強制連行を取り上げた。

性的奴隷（従軍慰安婦問題）

この問題は、第二次大戦中に、性的奴隷として使用されるため日本帝国軍隊によって誘拐、強制的に連行された韓国・朝鮮人女性についての問題であり、女性の数は約20万人にものぼる。

I E Dは、決定採択を行なった作業部会に対し、衷心から感謝の意を表したい。作業部会は、この決定で『国連事務総長が、戦時中に強制的に慰安婦として働かされた女性の状況について現代奴隷制作業部会が得た情報を、重大人権侵害の被害者の損害賠償、補償、更生の権利、基本的な自由に関する特別報告者に提供するよう要請する』とした。

しかし、これは問題のごく一部でしかない。

男性の奴隷化（強制労働問題）

また、日本による朝鮮占領のあいだに、日本へと誘拐、強制的に連行された約150万人の男性がいる。彼らは戦時中に日本政府により、最もつらい仕事をするため、日本で奴隷とされた。彼らは、自由への希望をまったく持てないまま、厳重に警備されたバラック、タコ部屋に閉じ込められていた。

日本の法制度の欠陥および日本政府が補償をやりたがっていないため、被害者にはなんらの法的救済も与えられていない。

法的問題

日本政府が提起ないしほのめかしている中心的な法律問題は、以下のものである。

(1) 日本政府は、同問題は日本が無償3億ドル、有償2億ドルを韓国に与えることを約束した1965年の日韓協定で国が個人請求権を含むすべての請求権と、または韓国国民のための韓国政府による外交保護権を放棄し、韓国国民は日本に対し、補償を請求するなんらの権利もないと、主張している。

IEDは、この立場が正しいとは思わない。第一に、人権と基本的な自由は、これらが奪うことができない権利であるがゆえに、いかなる政府も奪うことはできない。損害賠償、補償、更生に関する請求は、いかなる人権侵害の被害者であれ、彼らの人権の重要な一部だからだ。第二に、作業部会の報告が指摘するように、奴隷制はユス・コーゲンス（強行規範）である。政府によって奪われたり、忌避されることはない。これは、奴隷とされない自由が、国際慣習法のもとに最も古い基本的な自由となっていたため、第二次大戦開戦の前から長い間そうなっていた。いかなる政府もユス・コーゲンスに反して個人のいかなる権利や外交保護権を消滅させることはできない。ユス・コーゲンスのルールに違反する協定は無効である。その結果、韓国国民の個人的請求権と、または韓国政府による外交保護権が韓国政府によって放棄されたとしても、IEDは、被害者個人の日本に対する請求権と韓国政府による外交保護権は依然として存在していると考える。

日本政府は、この点について公式に議論したことはない。(2) 日本政府は、朝鮮民主主義人民共和国に対しては、両国間になんらの協定もないため、上に述べた弁護論を使えない。朝鮮民主主義人民共和国に対して、日本は従軍慰安婦および強制労働の利用で、日本の国内法を犯していないと暗示していると伝えられている。

IEDは、こうした議論は誤りと考える。国際法が、なんらの立法措置をとらずに国内法制度に受容され、国際法が制定法にまさるといのが、日本の法制における伝統だった。ニュールンベルグ国際軍事法廷で確認された人道に対する罪のような国際慣習法も、日本の国内法制度の一部となってきた。

さらに、国際慣習法だったが、日本が1932年に批准、日本に関しては1933年に発効した1930年の強制労働条約という形で明確化された奴

隷とされない自由が、補償のもう一つの根拠となる。条約において、戦争という事態においても、強制労働を許す典型例は強制としての兵役〔2条2(a)項〕であり、『非常事態で必要とされる労務』である。

☆女性に対する強制労働は第1、11条でいかなる場合も禁止されている。従軍慰安婦だけでなく、女性による他の労働も、もし強制されたのであれば、禁止されているのは明らかである。

☆男性に対する強制労働も原則として禁止されている(1条)。強制的な労務は例外として、男性の人権を保護する条項で特定された厳しい条件のもとでのみ許されている。たとえば、私的な個人、会社、団体に対する強制労働は禁止されており(4条)、児童、学生、46才以上の男性は徴兵されない(11条)、強制労働は12ヶ月間で、労務場所に往復する期間を含め、60日を越えてはならない(12条)、強制労働に対する代価は、類似の労務に与えられている規定料金より低くない報酬を現金で支払う(14条)、強制労働は鉱山における地下労働に使用されてはならない(21条)などがある。強制連行真相調査団の調査結果によると、上に述べた韓国女性、男性の場合、数かずの条項が日本によって破られている。

他の状況

日本対韓国国民のケース以外にもユス・コーゲンスに違反した残虐行為はまだほかにもある。以下は、その一部である。

- (1) NGO、カナダ傷痍軍人協会(ワー・アンピュティーズ・オブ・カナダ)は、今春の人権委員会に第二次大戦中に日本帝国軍隊によって奴隷とされ、ひどい取り扱いをされた戦争捕虜、収容された一般市民20万人のケースを提起した。
- (2) 慰安婦は韓国・朝鮮だけでなく、中国、台湾、フィリピンからも徴用されたと報じられている。最近になって、1944年、インドネシアで日本占領軍によって収容所に入れられたオランダ人女性のうち少なくとも35人が、強制的に慰安婦とさせられた、と報じられている。インドネシア紙(テンボ、1992年7月25日付け)は、約6万人の日本慰安婦がインドネシアにいたとしている。

IEDは、奴隷制とユス・コーゲンスの本質に鑑み、日本が、日本による奴隷制の被害者に対する補償の支払いを拒否する現在の姿勢を変えるよう強

く訴える。

国連の役割

残念ながら人権侵害後47年たっても、重要人権侵害の被害者、とくに日本帝国軍隊によって奴隷とされた各個人の苦境、に対する個人補償が速やかに効果的に行なわれる見込みはない。特別報告者、作業部会、人権小委、人権委員会、経済社会理事会、国連総会といった国連機関による強力な仲介以外に他の方策はないと思われる。

I E Dは、ヨーロッパにおけるナチ政権の被害者のためこれら国連機関がドイツに対してとったのと同様すべて必要な行動をとるよう強く訴えたい。I E Dは、アジアの被害者のためなんらの行動もとらなければ、ダブル・スタンダードと非難されるのではないかと恐れている。

世界教会協議会(WCC) 国際問題委員会 発言

国連人権小委 1992年8月

日本によって性的サービスのため徴用された女性のための挺対協(韓国挺身隊問題対策協議会)を代表して

議長、WCCはここに世界約300のメンバー教会を代表して、重大な関心を持っている事項について小委で発言する機会を得ましたことを歓迎します。

慰安婦問題は1932~1945年にかけて日本陸軍のため性の奴隷として徴用、使われた約20万人の韓国・朝鮮の娘と女性に関することです。同問題はまた、他のアジア諸国の女性にも関係のある問題です。日本は中国、台湾、フィリピンとインドネシアでも慰安婦を徴用したと認めています。

性の奴隷の実態

多くの政府、軍の書類が破棄されたため、また数多くの慰安婦とされた女性が奴隷化された期間中に、あるいは日本軍の撤退期間中に殺されたり、死亡したりしたため、この人権の重大な侵害について完全な統計資料を入手することはほとんど不可能です。しかしながら、『日本によって性的サービスのため徴用された女性のための挺対協』が1990年に設立され、元従軍慰安婦の証言を通じたり、これまで隠されていたか、知られていなかった書類から事実を発掘し続けています。挺対協は慰安婦の数は最大20万人に達したと推定しています。日本による最も控えめな推定でも、8万人です。

挺対協はホットラインをひき、年老いた女性生存者に名乗り出るよう勧めています。強制労働に使われた人も含め約100人が応じて、想像しがたい肉体的、精神的な傷を伴った経験を語りはじめました。政府も独自の調査を行いました。何人かは両方の調査に応じました。韓国の公式報告書によりますと、慰安婦と強制労働を含め390人が自らあるいは家族を通じて名乗り出ました。そのうち155人が慰安婦で、74人は現在、生存しています。1992年5月、慰安婦はMUGUNGBA SISTERSという組織を作り、月に一回ずつ会合しています。

挺対協が詳細なインタビューを行った30人の慰安婦のうち、約40%は日本兵か憲兵によって強制的に連行されました。

(その一人、Kさんは来週初めにジュネーブに到着、この小委の会合に出席します)。インタビューを受けた50%は、工場での仕事などウソによってだまされ、その他は、知らぬ間に売春宿の主人によって売り飛ばされたのです。強制連行後は、日本、韓国だけでなく、満洲、中国、ビルマ、南洋諸島など戦争中に日本によって占領された全地域で、日本兵に奉仕するよう強制されました。

韓国人慰安婦は日本の天皇からの『王様の贈り物』として消耗品として扱われた。彼女らは小さな仕切られた部屋に閉じ込められ、日に30~40人、週末にはさらに多くの、時には100人にも達する日本兵に奉仕するよう強制された。性病に関する定期検診が行われ、606注射がされた。ほとんどの慰安婦は性病にかかったが、十分な治療は受けられなかった。逃げようと試みれば、彼女らは殺されたり、傷付けられたり、拷問された。生き残った

慰安婦のほとんどは身体に傷跡を持っており、いまだにけがに悩まされている。軍の売春宿での耐えがたい残虐行為に加え、数えられないほど多くの慰安婦が、日本軍によって殺されたり、爆弾を投げ付けられたり、単に置き去りにされた。

日本政府と軍の関与

最近発見された軍の書類や日本人および韓国人目撃者の証言によって、日本軍が、慰安婦の強制徴用に直接関与していたことが明らかにされた。これら証拠によると、慰安婦は、家、畑、井戸から誘拐ないし連行されたり、工場での就職の機会とか看護婦として働くなどのウソにごまかされた。日本軍はまた、書面での規則を用いて、軍の売春宿の設立、運営に直接関与した。例えば、将校用、兵士用に決められた時間があり、位階により滞在時間、金額などが決められていた。軍は『兵の士気を高め、軍の秩序を維持し、犯罪、性病を防ぐ』ために、売春宿を陣地の中やそばに作った。

日本政府は、その調査の結果を公表した1992年7月6日の発表で、公式に日本軍が慰安婦問題に関与したと認めた。日本は初め関与を否定、新たに発見された証拠により、軍と政府の関与を認めざるを得なかった。慰安婦を強制徴用した証拠はないとの主張にもかかわらず、韓国や他のアジア諸国の慰安婦自身や日本軍人、吉田清治の証言で、徴用は強制だったことが明らかにされた。

小委への要請

挺対協は日本政府に対し、慰安婦問題の全体を表面的でなく、完全に調査するよう要求している。完全な調査の上に、人間性への犯罪への真摯な謝罪の現れとしての賠償が、被害者とその家族に支払われるべきである。挺対協はまた、事実が日本の教科書に正しく記載され、すべての資料、歴史的証拠が保存・公開され、慰安婦の苦難を追悼する記念碑が建立されるよう要求している。韓国政府もまた同じ要求をした。今、アジア六ヶ国の女性が慰安婦に関するアジア会議をソウルで開催しており、会議の決議は12日までに入手できる。

こうした情勢に鑑み、挺対協は小委に、一歩進んだ行動をとるよう要請す

る。第一に、われわれは小委が、韓国および他のアジアの女性に強制された性的奴隷制に対し強い決議を採択する。第二に、われわれはまた、小委が決議に以下のことを入れるよう要請する。

1. 小委および国連関係機関が、慰安婦問題に注目する。
 2. 専門家による調査団が設置される。調査団はアジア地域における性的奴隷制の被害者の調査を行う。
 3. 小委は、関係国の政府、非政府機関に関係資料を送付する。
 4. 特別報告者が、人権の重大な侵害の被害者への賠償と補償について勧告をまとめる。
 5. 小委は人権委員会に賠償に関する『仲裁委員会』を作るよう勧告する。
 6. そして、これら行動は人権委員会に報告される。
- 議長、ありがとうございました。

人権小委員会 決議

国連人権小委文書 (E/CN. 4/Sub. 2/1992/L. 3)

1992年8月13日付

第18条 (人権小委は) 国連事務総長が、戦時中に強制されて慰安婦とされた女性の状況について、人権小委およびその下部機関、現代 奴隷制作業部会が得た情報を、重大な人権と基本的自由の重大な侵害を受けた被害者の損害賠償、補償、更生の権利に関する特別報告者に提供するよう要請する。

世界教会協議会(WCC) 国際問題委員会 発言

国連人権小委 1992年8月21日

議長、WCCは、いわゆる慰安婦、すなわち、日本によって多数の若き韓国・朝鮮人女性に強いられた性の奴隷制について再び発言する機会を得たことに小委に対し感謝します。Kさんは、ここにおられますが、このひどい人権侵害の被害者であり、生き延びた人であります。

WCCによるさきの証言、IEDや他のNGOによる発言は、国家によって犯された女性、人間性に対する前例のない犯罪を詳述しました。

WCCは、国連事務総長に戦争中に売春に従事するよう強制された女性の境遇に関するすべての情報を特別報告者に提供するように要請した小委の決議(E/CN.4/Sub.2/1992/L.3)を評価します。

人権と基本的自由の重大侵害の犠牲者と認められた性的奴隷制の被害者たちは、この問題に関する特別報告者のレポートにある損害賠償、補償、更生を求める権利を当然持ってよい。WCCは、日本によって従軍慰安婦として徴用された女性のための挺対協による、日本政府が損害賠償を早急に行えとの要求を強く支持します。

挺対協は、韓国の女性運動リーダーによって1990年11月に組織され、日本政府に対し、このような重大な人権侵害に、国際条約にしたがって適切な解決をつけるよう要求しています。挺対協の第一の、そして最も重要な要求は、完全な調査、日本軍の関与と日本政府の責任を認めることです。日本が最初に政府の関与を認めたのは、一大学教授によって重要な文書が発見され、公表された後で、半世紀もたった今年1月だった。その結果、今年7月6日、日本政府は政府調査の第一次報告書を公表、公式に初めて政府の組織的関与を認めました。

しかし残念なことは、政府報告書は完全に目撃者、生存している犠牲者の経験、各種の調査による発見や民間の調査者やグループによって公表された関係ある証拠を無視しました。政府は慰安婦募集にあたって強制の事実はないと誤って主張しています。さらに、日本政府は8月10日、小委での答弁で、日本政府は賠償責任がないと繰り返しました。彼は『こうした法的问题から離れ、日本政府は深甚なる想いで、このような苦痛と苦難を被った

人びとに対するわれわれの気持ちを具体的に表す事が最善と考慮する---』と語った。

議長、日本政府による賠償問題は1965年の日韓協定で解決済みとの主張は誤りであります。このような日本政府の主張の不公正さは、すでにIEDによって8月7日に議題16で議論されております。WCCはIEDの立場に完全に同意しております。それはすなわち、日本政府が韓国の若い女性に性の奴隷となることを強制した行為は、人道に対する罪、奴隷とされない自由の侵害、そして日本政府によって1932年に批准された強制労働条約の侵害です。

議長、WCCは、この人権の重大な侵害の別の面を議論したいと思います。数多くの韓国の若い娘と女性はまた労働者として徴用され、軍事産業で働くよう強制されました。性の奴隷の被害者の証言によりますと、彼女らは、軍事作業向けの『勤労働員令』の下に徴用されました。ここにありますKさんは、そのような一人であります。12～13歳といった若い娘まで数多くの娘が公立学校や全国の地域事務所から徴用され、工場に送られました。このような動員の全貌は推定されたこともありません。労働のため徴用されたこれら若い娘のうち、多くの者がその後、性の奴隷となるよう強制されました。日本の会社の大部分は、彼女らが逃亡するのを防ぐため、少ない賃金を会社に預けさせました。このような強制預金は、これら強制預金の記録が多くの会社によって保存されているにもかかわらず、彼女らには返されませんでした。日本政府は、これら預金を取り戻す個人の権利は、1965年の日韓協定によって消滅させられたと主張しています。

これら性の奴隷と強制労働の被害者の人権の重大な侵害に関し、WCCは小委に以下のことを要請します。

1. 日本政府にこれら人権の重大な侵害について完全に調査するよう求め、
2. 日本政府や他の関係政府に、人権の重大な侵害の被害者が損害賠償、補償と更生を求める権利についての特別報告者にすべての関係する情報を提供するよう求め、
3. 日本政府に、その法的責任を認め、被害者一人ひとりとその家族に完全な補償を支払うよう求め、そして
4. 日本政府が、政府の命令で韓国女性の賃金や預金を会社で保持しつづけた関係日本企業に適切に報酬を支払うよう求めるよう、日本政府に求めて欲しい。

議長、ありがとうございました。

第19項

口頭による討議参加

第19項 少数者差別防止及び保護に関する小委員会報告

委員長！

世界の320を超える教会・教派からなる、世界教会協議会国際問題教会委員会(WCC-CCIA)は、第19項、いわゆる「従軍慰安婦」即ち、日本が行った軍による性的奴隷の問題という重大な件に関して、当委員会に陳述できるこの機会を歓迎します。

「従軍慰安婦」の問題は、第二次大戦前及び大戦中に、強制的に連行され、日本帝国陸軍の性的奴隷となるよう強要された、膨大な数にのぼる少女及び女性に関する事柄であります。その過程で少女や女性が、12才位の者も含まれていた訳ですが、日本軍により殴打、拷問、集団強姦、そして虐殺されていきました。これらの人たちは、性的、身体的、情緒的また心理的な面で、組織的に虐待され、人間としての尊厳を傷つけられました。これらの犯罪は多くの場合、日本の植民地支配下にあった韓国・朝鮮人女性に対するものでしたが、中国、台湾、フィリピン、インドネシアなど日本の占領下にあった他のアジア諸国の女性たち、更には、在インドネシアのオランダ人女性も、その被害者となったのです。

私達CCIAは、韓国挺身隊問題対策協議会の要求、及び犠牲を強いられた他のアジア諸国においてこの問題と取り組んでいる女性団体・組織の要求を、強く支持するものです。これら諸団体は日本国政府が徹底した調査をすること、強要があったことを認めること、そしてこれらの犯罪に関して法的責任をとること、を何よりも先ず要求しています。

ところが日本は、今日までのところ、これらの要求に一切応えていません。

1992年7月、日本国政府はこの問題に関する第一次予備報告書を発表しましたが、それは、存命中の被害者の証言も、自らの犯罪的行為を公に証言した日本人元兵士たちの証言も、全く無視したものでした。吉見義明中央大学歴史学教授によれば、日本国政府の4省庁が現在もなお関係書類を出しっぱわっている、とのこと。日本国政府は、「従軍慰安婦」の連行に強制的手段がとられたことを否定しています。しかしながら、存命する被害者の証言は、これらの女性たちが誘拐され、だまされて、性的奴隷として連行されたことを明白に証明しています。韓国挺身隊問題対策協議会が39名の生存者の話を徹底的に調べましたが、それによると、誰一人として、自ら進んで「慰安婦」になった者などいないことが明らかにされています。

委員長。ほとんどの日本人は、過去において「従軍慰安婦」になしたことが悪いことであったと認めてはいない、と私達CCIAは信ずるものです。1992年11月、とある宗教雑誌の中で日本人知識人の一人が、カンボジアに配置された日本人の兵隊のもとへ「慰安婦」が派遣されるよう求める、とのコラムを書いています。健康な兵士を6ヶ月間も女性なしにしておくべきでない、と主張しているのです。日本と大韓民国の多くの人々、そして女性の団体がこのことに抗議致しました。「慰安婦」を日本人兵士に提供すべきであるという、実質的には旧態依然とした意識（メンタリティ）が、日本人の中に根強く残っていることをこの出来事は語っています。

大韓民国及びフィリピンの女性たちは、日本による性的奴隷扱いに対し抗議とデモを続けてきました。毎週水曜日正午、ソウルとマニラの日本大使館前でデモが行われています。犯した罪とその法的責任を日本が認めようとしないことに抗議して、3月1日には世界中でデモが計画されています。

韓国挺身隊問題対策協議会は、日本が、第二次大戦中に犯したこれら性的奴隷やその他の人権侵害に関わるゆゆしき問題を自ら解決せずにいるならば、果たして日本には、政府間協議において意味ある役割を担っていく道徳的資格が一体あるのか、という極めて重大な疑問を呈しています。

韓国教会及び韓国挺身隊問題対策協議会と共に私達CCIAは、日本に対し、本件に関する全面的かつ徹底的調査を実施すること、人道に対する犯罪の法的責任をとること、被害者とその家族に対し賠償すること、更に、本件に関係した戦争犯罪人を処罰すること、を要求します。

日本による韓国・朝鮮人及び他のアジア人女性に対する性的奴隷の問題との関連で私達 C C I A は、小委員会が当委員会の議決を求めた決議案を評価、支持するものです（小委員会報告 E/CN. 4/1993/2; E/CN. 4/Sub. 2/1992/58 の第 1 章セクション A 及び B。決議案 1 「現代奴隷制作業部会報告」及び決議案 8 「人権及び基本的自由を著しく侵害された被害者に対する賠償、補償並びに回復更生の権利」）。

私達 C C I A は、当人権委員会が、小委員会及び同小委員会現代奴隷制作業部会の決議案を支持するよう要請致します。そして更に、国連の全ての人権団体が活動を強化して、この重大な人権侵害問題の解決に当たるよう要望致します。

委員長、ありがとうございました。

韓国挺身隊問題対策協議会

申 憲 秀 (Ph. D.)

国際関係委員会委員長

小委員会報告

提出者： 国際教育開発 (I E D)

小委員会に提出された現代奴隷制作業部会報告書によると（国連文書 E/CN. 4/Sub. 2/1992/34）、日本国により誘拐され、日本帝国軍兵士の性的奴隷となることを強要されていった、幾多の国々の女性の状況が大きく取り上げられている。この問題に関し同作業部会では、小委員会が次のことを事務総長に要請するよう勧言している。

現代奴隷制作業部会が入手した、戦時下にあって売春を強要

された女性の状況に関する情報を、人権及び基本的自由を著しく侵害された被害者に対する賠償、補償並びに回復更生の権利に関する特別報告者に提出すること。

(国連文書 E/CN.4/Sub.2/1992/34 p.28)

I E Dは、これらの事柄に関して奴隷制作業部会と特別報告者とが培ってきた、実りある協力関係を歓迎する。

今日、奴隷制作業部会は、最も重要な人権団体の一つとなった。戦時下にあったの性的奴隷に対する補償だけでなく、第二次大戦中日本国により奴隷扱いを受けた他の人々に対する補償という緊急課題をこの作業部会は取り上げている。作業部会、小委員会が共に関心を示した、捕虜及び民間人抑留者に対する重大な人権侵害の問題についても、ここで我々は指摘しておきたい。これら二つの課題だけでも作業部会の為すべき仕事（サービス）は増大しており、作業部会報告第33節において当人権委員会に提言されている通り、作業部会を手伝うフルタイムの専門スタッフが必要であるという問題に、当人権委員会が取り組むことを、I E Dは強く要請する。

特別報告者と作業部会との協力がもたらす利益をより良く理解してもらうため、最もひどい奴隷扱いと人権侵害を被りながら、何らの補償も受けていないか徴ばかりの補償ですまされた連合軍捕虜及び民間人抑留者の状況について、ここで当委員会の注意を喚起したい。

私自身、かつてオランダ陸軍の士官であり、政府の最高位軍事勲章である名誉章を受章した者である。日本軍の捕虜になり、奴隷のように働くことを強要された。私の部下も全員、同じであった。かつて私の指揮下にあった者たちの権利がひどく侵害されることがないようにと、私は彼らを護るよう努めた。私達に与えられた食糧は、極めて不十分なものであり、重労働をこなしていた私たちに、一日当たり米がたったの80グラムであった。皆急速に体重が減り、やせ衰えていったことは言うまでもない。灼熱の太陽の下で強制労働させられていたある日のこと、私の部下何人かが気絶して卒倒した。日本人軍曹が、鋭い棒でその部下たちの体を突き刺したので、黄色い砂のう

えに血があふれてた。私が仲裁に入ると、別の日本人士官が襲ってきて、私を地面に投げつけ、体を足で踏みつけた。それから、気をつけの姿勢をとらされた。するとその士官は、また私を殴りつけた。そしてまた、気をつけの姿勢をさせられ、私は再び殴られた。とうとう私は気絶してしまった.... そのおかげで命拾いしたようなものだ。何千人もの捕虜や民間人抑留者が似たような扱いを受けた。何千人もの人が亡くなった。その誰一人として、こうした野蛮な行為に対する十分な謝罪もまた補償も、いまだにしてもらっていない。

捕虜、民間人抑留者が奴隷扱いを受けたり、卑劣極まりない虐待を受けていたという問題は、小委員会及びその作業部会の仕事と提言について討議しようとしている当委員会にとり、重要な問題である。これら被害者に十分な補償がなされていないという事実の故に重要である。奴隷制作業部会に託された職務範囲に該当しまだ補償がなされていない多くの人たちがいるが、当委員会及び小委員会がこの人たちの問題と取り組んでいかねばならないことは明らかだ。

我々、「日本の徳義上の負債を求めるオランダ財団」は、IEDと提携して仕事を進めてきた。我々の運動に多くの団体が加わった—「米国パターン・コレヒドール援護会」「イギリス人日本軍強制収容所生存者の会」「日本軍による戦争犠牲者ニュージーランド行動委員会」「日本軍による戦争抑留者の賠償を求めるオーストラリア行動グループ」「ウォー・アンビュテーションズ・オブ・カナダ」そして香港の協会、などである。戦時中の全ての人権侵害及び十分な補償の必要性に関するIED予備報告書が当委員会宛に間もなく提出される運びであるが、その中でIEDは一つの補償計画案を提示しており、この案には奴隷制作業部会、補償問題特別報告者、そして当委員会を含む他の国連組織・機関等が関連することとなる。作業部会が特別報告者テオドール・バン・ボーベン氏を任命して、何よりも、この緊急課題である補償問題と取り組むよう、そして作業部会及び小委員会宛に同氏の勧告案を提出してもらうようにすること、を我々は提言する。

特別報告者の任命の件を含め、すべての被害者・犠牲者に十分な補償がな

されねばならないという差し迫った課題に対処するために、小委員会及びその作業部会のあらゆる働きを当委員会が強力に支持するよう、我々はここに要請する。

オランダ対日道義請求財団

会長 S. A. ラベル（名誉章）

1993年 2月 17日

人権小委員会報告

提出者： 国際友和会（IFOR）（NGOカテゴリー 11）

1. 国際友和会（以下、IFOR）では、「韓国挺身隊問題対策協議会」が1992年の人権小委員会前回国期以来、日本国政府に対し行ってきた要求を支持してきた。日本国が韓国人女性を性的奴隷としたというこの重要な問題との関わりにおいて、当委員会における議決を建議した小委員会の決議案を、IFORは評価し、また強く支持するものである。（小委員会報告E/CN.4/1993/2-E/CN.4/SUB.2/1992/58:の第1章セクションA及びB。決議案1「現代奴隷制作業部会報告」及び決議案8「人権及び基本的自由を著しく侵害された被害者に対する賠償、補償並びに回復更生の権利」）

当委員会が下記諸項目に十分な考慮を払われるよう、IFORは願うものである。

2. NGOが行った批判に応じて日本国政府代表は、同国首相が1992年1月韓国において謝罪済み、というこれまで同様の答弁を繰り返してきた。この謝罪が十分なものであると、我々IFORでは考えていない。更に、以下に述べる二つの理由により、この謝罪は問題の基本的論点に触れていない。

第1に、韓国・朝鮮人女性は力により強制的に性的奴隷とされたという事

実の認知を、日本国はいまだに拒否している。それは、日本兵に対する自発的サービスなどではなく、日本国皇軍・政府全体が膨大な数にのぼる韓国・朝鮮人少女・女性に犯した、より罪深い形の、絶えることなき強姦（レイプ）であった。もし、彼女らが強制された訳ではない、と言うのなら、ではなぜ宮沢喜一首相が謝罪せねばならなかったのか、I F O Rとしては日本国政府にその理由を質したい。自発的になされたものならば、何故に宮沢氏は謝る必要があったのか。我々が入手した様々な情報から判断するに、これら女性犠牲者は事実として強制的に性的奴隷とされものであり、決して自ら率先してそうなったものではない、という結論以外導き出すことができない。

第2に、性的奴隷の犠牲者とさせられたこれら女性の生存者に対し、日本国政府は東京地裁の場で、そうした奴隷的扱いが当時の日本の法律から見てどのように不法であるというのか立証せよと求めている、と伝えられる。

3. 我々I F O Rとしては、上記の第2点に注目してみたい。日本国政府にこそ、問題とされている奴隷的扱いが、国際法の下、合法であったということを立証する義務がある、というのが我々の考えである。たとえ犠牲者の奴隷的取扱が日本の法律では合法であったにしても、国際法に違反する強制的手段により、本件が進められたのである。これは、ニュールンベルグ裁判及び極東軍事法廷において確認された大切な原則の一つである。

そうした行為の日本の法律上の適法性について、日本国政府の主張が仮に正当であるとしたとしても、その議論自体全く意味をなさない。1905年に始まる日本国の朝鮮半島占領時代に、そこで適用された日本の法律全体が、国際法からすれば無効であり何らの法的拘束力の無いものである、とI F O Rは考える。

4. この争点については、まだ日本の法曹界で真剣な論議がなされてはいないように見受けられる。

1905年当時、コリアは独立主権王朝であった。日本国は保護条約案を起草し、コリア王朝がこれを受け入れるよう迫った。しかし王朝は、保護国になれとの日本帝国政府の要求に抵抗した。

歴史家は、次の様に記している。「日本は、長老伊藤博文を派遣し、保護

条約の締結を計った。日本軍の護衛を従えて王宮に入った伊藤は、高宗や大臣らを脅し、日本国が起草した条約案を受け入れるよう迫った。王朝高官らがこれを拒否するや、日本人憲兵は、日本国の要求に最も激しく反対していた韓圭 嵩首相を椅子から引きずり下ろした。続いて日本軍兵士は外務省に向かい、公印を手に入れ、日本人の手で条約文書にその印が押された。1905年11月17日のことであった。」(C. J. エッカー他、「新旧韓国・朝鮮史」1990年、ハーバード大学出版、p.239)。当時の王朝外務大臣がこの条約に署名をしているが、日本国天皇も王朝の皇帝も、いずれもこれを批准してはいない。

この条約は、王朝の主権と独立を全てないがしろにする5つの条文から成っており、日本国天皇の任命による総督をコリアの実質的統治者とするものであった。条約第1条は、日本国政府はこれより後、在東京外務省を通じ、コリアの外交関係と政務の管理権及び指揮権を有す、と定めた。また第2条では、コリアが日本国政府を通さずに、国際外交的性格を有するいかなる契約も結んではならない、となっていた。更に第3条は、コリア皇帝の宮廷閣議には、主として外交事項を担当し指導するため、在ソウルの総督が日本国政府を代表して出席するものとする、と規定した。以来コリア王朝は、独立回復のため西欧諸国即ち国際社会に支援を訴えたが、高宗皇帝の必死の努力もむなしくことごとく無視され、失敗に終わった。この条約の故に、高宗皇帝の閣議もそこでの決定も、最初の総督伊藤の意のままとされた。総督は1907年、高宗皇帝を退位させ、皇太子(息子)にその地位を明け渡させた。

我々IFORは以下の理由により、この条約は効力を発しなかったものと考ええる。

国連国際法委員会報告(1963年、第II部、p.197)は、次のように述べている。「条約への署名、その批准、受諾又は承認を得る目的で、個人本人又はその人の地位に対し、強制行為又は脅迫がなされた場合、国はその条約を当然無効とすることができる、という一般的合意が成立しているものと考えられる。」国際慣習法に関するこの説は、19世紀以来国際法の専門家により広く支持されてきたものである。事実、条約法第51条は後に、そのように個人を強要して得られた条約への承諾は、何らの効力も有しないことを

確認している。即ち、「国の代表に対し脅迫その他の強要的方法がとられて結ばれた条約に基づいてなされるその国の承諾の意思表示は、何らの法的効力を持たない。」

国際法委員会はまた更に、代表に対する威力行為の故に法的効力を発しなかった諸条約の中でも、この1905年の日韓保護条約は、そうした類では歴史に残る主要4例中の一つである、とした（前掲文書）。

以上に鑑み、日本国がコリアに押しつけた1905年の保護条約は、効力を発しなかったということを誰も、日本国でさえも、否定できないものとIFORは信ずる。日本国による植民地支配と、後にコリアに適用される日本国の帝国法がともに合法であるとの主張は、この保護条約と、1910年に締結されたもう一つの条約に基づいてなされている。後者の条約により、コリアは日本国に併合されたのである。日本国により最初に施行された法律は、保護条約に基づき総督制度をコリアに樹立するため、1905年に天皇が発した勅令であると考えられる。

1910年の条約は、総督の指図下にあった当時のコリア首相と、日本帝国を代表する正にその総督との間で締結された。日韓両国を実質上代表する同一人物、即ち総督が、この1910年の条約を結んだのである。前皇帝高宗は、日本国により自らの統治権、そして自国の主権と独立を不法に剝奪されており、この条約を承認していなかった。1905年の条約が全く効力を有しなかったのであるから、法的に言えば、国際法の下では高宗に統治権があったに違いない。総督を設けた1905年の条約には効力が無かったのであるから、国際法の観点からすればこの総督そのものが存在しないものと見做されなければならない。結論として、1905年の条約の産物である総督の事実上の支配権に依拠する1910年の条約は、従って、何らの法的効力もないものと見做されなければならない。

日本国による植民地支配は1905年から、同国が支配権を国連に明け渡すことになる1945年8月まで続いたが、国際法の観点からすれば、以上の如く、その植民地支配には何らの法的根拠もなかったのである。従って、日本国が朝鮮半島においてコリアの人々に押しつけた当時のいかなる法律や規則も、国際法上、何らの効力を発しなかった、と我々は結論づけざるを得ない。とすれば結論的に、当時の日本の法律によりコリアの男女を労務作業、

兵役を含むあらゆる服務のために徴用連行したその一切が不法であったことは、誰の目にも明らかとなろう。従軍慰安婦や、強制労働の犠牲者とされたコリアの男女は適法に徴用されたと、どうして日本国は主張できるのか。国際法に照らして、これら犠牲者を奴隷としたことの合法性と適法性を立証しなければならないのは、日本国である。

5. 我々 I F O R は、これら韓国・朝鮮人犠牲者に対する重大な人権侵害という問題について、日本国がその法的責任を認め、かつ徹底した事実調査（未だ行われていない）に基づいて、全ての犠牲者に十分な補償を行うよう要請する。

I F O R は、国連人権委が、人権小委員会及び同委の現代奴隷制作業部会が起草した決議案を支持するよう要求する。

I F O R は更に、国連のすべての人権団体・組織が、この前例を見ない程重大な人権侵害問題を解決すべく、国連による事実調査やその他の積極的介入を含め、活動の継続と強化を計るよう要求する。

1993年 2月18日
日本国政府代表団答弁

「従軍慰安婦」

第19項

第二次大戦時における日本軍の行為ふるまいに関し、今朝、複数のNGOオブザーバーから問題提起がありました

提起された問題のうちの一つ、いわゆる「従軍慰安婦」の件に関し、当代表

団は若干のコメントを申し述べたいと思います

これまでに日本国政府は、いわゆる従軍慰安婦として筆舌に尽くしがたい痛みと苦難を受けてこられた方々に対し、国籍また出身国のいかんを問わず、そうした全ての方々に対し、誠実な謝罪と痛惜の念を表明してきました。

日本国政府は、補償問題を含む請求権の問題について、多国間及び二国間平和条約並びに関係する国々との間の関連条約に従い、これに誠実に対処してきました。

日本国政府としては、政府が感ずる同情の念を、長きにわたって苦しんでこられたこれらの方々に、どうお伝えするのが最良の方法であるか、現在真剣に検討中であります。

大韓民国

1993年 2月18日

「従軍慰安婦」について

委員長！

NGOの方々の声明、そして「慰安婦」問題についての反論権を行使してなされた一加盟国の声明を聴き、我々大韓民国代表团は、この問題に関する我々の立場を明確にしたいと考えます。

大韓民国政府は数年来、日本国政府に対し、人道にもとる、悲劇的なこの出来事のあらゆる側面、日本帝国政府の果たした役割も含め、について徹底

した調査を行うよう、そして適正な救済措置を講ずるよう要請して参りました。

この間、この問題を更に追求しようという国際人権団体の努力により、また、小委員会前回国期及び現在開催中の当委員会において表明された関心もあって、この重大な人権上の悲劇がすぐに忘れ去られることは決してない、ということを経済社会は知らされるに至りました。

昨年7月、日本国政府は自らが行った調査結果を公表し、この出来事に帝国政府が関与していたことを、初めて認めました。ところが驚くなかれ、第二次大戦中これらの女性たちが強要されて日本兵に仕えさせられたという証拠はない、と日本政府は主張致しました。

逆に、我々の調査結果によれば、女性たちが集められる段階に始まり、それ以後も引き続き強要と暴力が加えられたことは明白であります。文書類、統計資料及び犠牲者の証言に接する時、彼女たちが力づくで日本帝国軍人の性的奴隷とさせられたことは疑うべくもありません。この恥ずべき事件のほぼ全ての段階において、日本帝国政府が深く関与していたこと、そして抵抗する女性たちを性的奴隷とするために強制的手段を用いたことが立証されております。

日本国政府が行った公式調査の結果は、真実を描き出すことからは程遠いばかりか、人間の道義心を逆撫でるものに他ならないと、韓国国民は信じて疑いません。

日本が自らの関与という真実と対峙しない限り、日本は自らの過去と真剣に取り組むことは出来ないであろう、と韓国国民は固く信じております。アジアの人々の胸中からあの忌まわしい思いを消し去れないままの日本が、その罪深い過去を自らの手で清算するまで、日本と我々の地域内の諸国との間で、真に友好的な関係が樹立されることはない、と我々代表団は確信するものです。

最後に、残酷、非人間的なこの悲劇を生き延びた女性たちは、身体的のみならず精神的にも荒れずさんだ状態に置かれていることを、当委員会に改めて知って欲しいと我々は望むものであります。韓国政府としては、これら女性たちの救済のため、あらゆる手を尽くしてはおりますが、彼女らが平安を取り戻せる程に十分なことが出来てはおりません。今彼女らが最も緊急に必要としていることは、この、罪なき無力な女性に対する、史上かつてない犯罪にまつわる全ての事実を、白日の下にさらすことであります。

以上のように、日本国政府には、この悲劇的事件の完全かつ速やかな調査を行い、第二次大戦後50年近く経た今日もなお苦難が和らげられないままの被害者に対し、誠実かつ適切なフォローアップの措置を取る責任があります。

委員長、以上で終わります。

I. は、国際人権研究会の『国際法から従軍慰安婦・強制連行問題を正す』よりの転載です。

II. は、日本在勤も長く、現在世界教会協議会第Ⅲ局（正義・平和・創造）のディレクター呉在植氏から届けられたもので、楠利明氏の訳文です。

関係各位の御協力を感謝するとともに、昨年発行した『韓国挺身隊問題対策協議会文書（国連人権委員会に1992年2月、申立てたもの）』とあわせてご利用いただければ幸いです。

売買春問題ととりくむ会

売買春問題ととりくむ会刊行物

☆「売買春問題ととりくむ会ニュース」（不定期刊行）年6回	賛助会費	年3500円
★「国連経済社会理事会 売春問題報告書」	1983年	頒価 500円 千 250円
★Anti-Prostitution Activities in Japan	1984年	頒価 500円 千 175円
★「スウェーデン売買春白書—その背景と防止措置—」	1988年	頒価 800円 千 250円
★「児童とボルノグラフィ」（A4版26ページ・1989年）		頒価 300円 千 175円
★「個室付浴場業・融資状況—台東区千束4丁目（旧吉原）—」		頒価 200円 千 175円
★韓国挺身隊問題対策協議会文書（B5版14ページ・1992年）		頒価 300円 千 175円
★Japanese Women Supporting WWII Sexual Enslavement Victims		頒価 400円 千 250円
★国連人権委員会における“従軍慰安婦”問題 文書	1993年	頒価 400円 千 175円
〔取扱い刊行物〕		
★「現代のエスプリNo.230 売春・買春『生活苦型』から『享楽型』へ？」		
（編集 高橋喜久江・湯前知子）＝至文堂		頒価1000円 千 260円
★閉じられた履歴書—新宿・性を売る女たちの30年—朝日新聞		頒価 500円 千 250円
★「公的扶助研究No.143 現代かけこみ寺考—婦人保護から女性福祉へ—」		
公的扶助研究全国連絡会 発行		頒価 500円 千 175円
★「公的扶助研究No.149—現代と母と子の福祉—」		
公的扶助研究全国連絡会 発行		頒価 500円 千 175円
★「アジアと女性解放」No.21 特集 タイ女性なぜ日本に？		
アジアの女たちの会 発行		頒価 500円 千 175円
★リポート 茂原事件 hand-in-handちば 発行		頒価 300円 千 175円
★記録集「従軍慰安婦」問題と私たち 日本YWCA 発行		頒価 500円 千 175円

国連人権委員会に於ける“従軍慰安婦”問題 文書
 発行年月 1993年 4月
 発行者 売買春問題ととりくむ会
 〒169 東京都新宿区百人町2-23-5
 TEL. 03-5386-4041
 FAX. 03-3361-1160 (鳩風会)
 振替 東京7-31099
 頒価 400円 送料 175円